

毎週火、金曜日発行(但休日当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

目次  
◇監査公告 昭和三十一年度に係る衛生研究所の定期  
監査の結果公表

## 監査公告

鳥取県監査公告第七十九号

地方自治法第九十九条の規定に基き、昭和三十一年度  
に係る衛生研究所の定期監査を執行したので、その結果  
を次の通り公表する。

昭和三十三年四月二十二日

鳥取県監査委員	松本利治
同	荻原治郎
同	小谷善高
同	上根政幸

監査箇所	執行年月日
衛生研究所	昭和三十三年一月十一日

衛生研究所	昭和三十三年一月十一日監査
-------	---------------

監査委員	松本利治
同	山本四郎
同	小谷善高

一 当所の業務運営について関係当局は更に検討された  
ら。

即ち調査、研究等の試験件数は逐年累増している反面  
依然として業務内容は保健所で行うべき試験検査との  
分担区分が劃然としていない。

従つてこれに要する人的配置、及び予算的措置にも配  
意が欠け、当所本来の試験、研究等の業務運営にそご  
を生じている現状にき、この点関係当局は業務分野を  
明確化する等再検討を加え、適切なる措置対策を講ず  
べきである。

二 試験、調査等の研究結果の普及滲透に当り関係当局

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発 行

鳥 取 県 鳥 取 市 東 町 取  
鳥 取 県 鳥 取 市 東 町 取  
鳥 取 県 鳥 取 市 東 町 取

印

刷

所 県

の配慮が必要である。

即ち当所で実施している各種試験、調査等の業務内容は各保健所との相関性が強く、これが試験検査結果の行政機関への有機的連けに欠けている面があるので関係当局はこれらの結果をもとに、衛生行政の効率的運営を図るよう配慮が肝要である。

三 経理出納その他事務処理は概ね適確に処理しているものと認められたが予算執行に当り適切と認め難いものがあつたので留意されたい。

なお前回指摘した各種試験検査成績書、並びに委託(頼)書等事務の簡素合理化につき改善を加えているが更に各種試験、検査の結果記録は公的に整備しておかれたい。